

**西宮市児童手当現況届業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項**

令和2年12月

**西宮市こども支援局
子供支援総括室子育て手当課**

1. 目的

民間事業者の有する多様な専門性、アイデア及びノウハウを活用し、質の高い市民サービスの向上と業務の効率化を目的として、児童手当現況届業務を外部委託する。

当該業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務概要

(1) 業務名

西宮市児童手当現況届業務委託

(2) 期間

令和3年5月19日（水）～8月31日（火）

※令和3年度の契約締結以後3年間について、効率的な業務運営を実現する観点から、随意契約による年度ごとの更新を予定している。

(3) 令和3年度委託料の予定価格

11,550,000円（税込）

3. 参加資格

次の条件を全て満たす事業を遂行する能力を有すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に抵触しないこと。
- (2) 西宮市競争入札参加資格を有していること。
- (3) 企画提案書の提出期限において、西宮市から指名停止措置を受けていないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員やその構成員でないこと。また、役員等が暴力団員やその構成員及びその統制の下にないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税及び地方税の滞納がない法人であること。
- (7) 平成28年4月1日以降に、中核市以上の自治体において、継続して1年以上業務を受託し、適正に契約を履行した実績があること（現在履行中のものを含む）。なお、労働者派遣契約は実績に含めない。
- (8) 個人情報の保護について、西宮市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (9) プライバシーマーク及びISO/IEC27001又はJISQ27001の認証について、受託運営する部門で受けていること。

4. プロポーザル参加手続き

(1) 提出期限

令和2年12月10日（木）から21日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

直接持参もしくは郵送・電子メールにて提出すること。

(3) 提出書類

- ・参加表明書兼誓約書（様式1）
- ・会社概要（様式3）
- ・受託実績状況（様式4）
- ・プライバシーマーク及びISO/IEC27001又はJISQ27001の認証が分かる書類の写し

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出先

西宮市役所 子ども支援局 子供支援総括室 子育て手当課

5. 質問の受付及び回答

質問は、提出書類等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(1) 受付期限

令和2年12月21日（月）17時まで（必着）

(2) 質問方法

別添の質問書（様式2）により、電子メールにより提出すること。

※上記以外の方法で提出のあった質問に対しては回答しないものとする。

(3) 回答日時及び方法

令和2年12月28日（月）より西宮市ホームページに掲載する。

6. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

別紙企画提案書作成要領で定める書類

(2) 提出部数

正本1部 副本6部 A4タテ版の横書き

(3) 提出期間

令和3年1月6日（水）～15日（金）17時まで（必着）

(4) 提出方法

直接持参もしくは郵送すること。（電子メールによる提出は不可）

(5) 提出先・問合せ先

4 (5) に同じ

7. 審査方法

(1) プレゼンテーション

①実施日及び場所

令和3年1月21日(木) 予定 西宮市役所において実施。

詳細については、別途通知する。

②実施時間

各事業者概ね40分程度(プレゼンテーション20分以内、質疑応答20分程度)とする。

③その他

当日は、事前に提出した企画提案書等の資料をもとにプレゼンテーションを実施し、出席者は4名以内(本業務に直接関与する者を1名以上)とする。

(2) 審査の方法

選定委員会において、(3)の審査基準に基づき、企画提案書等の提出された書類及びプレゼンテーションの内容について審査し、本業務に最も適していると認められる受託候補者を選定する。

参加事業者が1者の場合は、西宮市が設定する基準点に達したときは、受託候補者として採用とする。

(3) 審査基準及び配点

評価項目		配点
基本方針	本業務を受託する上での基本的な理解や考え方	10
実施主体	本業務の実施に向けたスケジュール	5
	人員配置と業務運営体制	5
	制度改正時の対応や偽装請負対策	5
	効率的な業務運営に向けた取組み	5
	トラブル防止及び対応方法	5
	人材育成への取組みや考え方	5
個人情報保護	個人情報の取扱いに対する意識の高さや緊急時対応	10
独自提案	市民サービス向上や業務改善につながる提案	10
業務受託実績	児童手当関連業務の受託実績	30
事業提案価格	提案価格の妥当性	10
合計		100

(4) 審査結果の通知

審査結果については、応募者全員に対して書面にて通知するとともに、ホームページにて公表する。

なお、選定の理由、選定結果に対する問い合わせ等には一切応じない。

8. 委託契約の締結

受託候補者として決定した事業者と事業細目について協議を行い、企画提案書による内容を基本として、業務の委託に係る仕様を確定させたうえで、西宮市契約規則に従い契約を締結する。この場合、受託候補者の提案に対して提案内容の趣旨を変更しない範囲において、必要に応じて修正を求めることができるものとする。

受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、選考委員会で次点とされた事業者を受託候補者として協議を行う。

なお、本プロポーザルに係る契約の締結は、令和3年度予算の成立を条件とし、予算が成立せず、契約締結を行わない場合に、受託候補者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。

9. 実施スケジュール（予定）

公募期間	令和2年12月10日（木）～21日（月）
参加表明書提出期限	令和2年12月21日（月）17時まで
質問受付期限	令和2年12月21日（月）17時まで
質問回答日	令和2年12月28日（月）10時から
企画提案書提出期間	令和3年1月6日（水）～15日（金）17時まで
プレゼンテーション	令和3年1月21日（木）
最終決定通知	令和3年1月27日（水）
契約締結	令和3年4月上旬

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限が本要項に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等の作成形式等が本要項に示された要件に適合していないもの。
- (3) プロポーザルの手続きの過程で、参加資格要件を満たさなくなったもの。
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかったもの。
- (6) 参考見積書の金額が、前記2（3）に示した価格を超過しているもの。

11. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、西宮市情報公開条例に基づき、原則として開示の対象とする。
- (2) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 本業務の全てを第三者に再委託することは認められない。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

【問合せ先】

〒662-8567

西宮市六湛寺町10-3

西宮市役所 こども支援局 子供支援総括室 子育て手当課

TEL : 0798-35-3189

FAX : 0798-35-1022

E-mail : kosodate_t@nishi.or.jp